

佐伯久良麻呂は佐伯に住んだか

中林幸夫

（会員 香川県綾歌郡国分寺町）

前号第一六八号の宮下良明氏の「地名佐伯」を読んで、佐伯の起源は佐伯久良麻呂が、神護景雲元年、豊後守となつて海部の郡に任せられ威を振い、のちにこの地へ佐伯院、佐伯荘が設けられたということではないかとのことについて、私も佐伯にいたころは、市史等多くの書物に書かれていることから、そのように思いこみ、久良麻呂は日本の草創期に出てくる古い人物のように思つていたが、国司に関する資料等を見ていると記録にはつきりと残つてゐる人物であることがわかつた。

そこで、宮下氏掲載記事等を参考にして、佐伯久良麻呂像を考えるために、資料等をわかりやすく整理してみると次表のようになつた。

西暦 六〇四	聖徳太子 一七条憲法制定
六〇七	小野妹子 遣隋使として海を渡る
六四五	大化の革新
六五六	人麻呂、赤人ら万葉歌人活躍
六五六	大宝律令完成
七〇一	太安万呂 古事記奉呈
七一二	阿倍仲麻呂ら唐に留学
七一七	全国に国分寺、国分尼寺建立の詔
七四一	出る 大仏建立の詔出る（七五二）大仏 開眼
七四三	佐伯宿禰久良麻呂 経歴
七五〇	天平勝宝三年四月 「美濃國司解」に正七位上、少掾 として署名
七六四	天平宝字八年十月 藤原朝臣仲麻呂追討の功により正 六位上から從五位下に昇叙
七六七	天平寶字八年八月一日 神護景雲元年八月一日 豊後守に任せられる
七七一	宝龜 一二年七月 民部少輔に任せられる
七七四	（空海誕生） 宝龜 五年一月 從五位上を授けられる
七七六	宝龜 五年七月 近江介となる
七七七	宝龜 七年五月 陸奥鎮守権副將軍を兼ねる
た	陸奥鎮守將軍、紀朝臣広純の奏言 によれば出羽国の軍が志波村の賊 に敗れたので、久良麻呂を鎮守権 副將軍に任じ、出羽国を鎮めさせ

七七八 宝龜 九年二月 春宮亮（皇太子の住む宮殿をまも

る長官を補佐する官職）となる

タ 宝龜 九年九月 征夷の功により従五位上、勲七等

から、正五位下、勲五等に昇叙

七八一 天応 元年一月 正五位上を授けられる

七八一 タ 四月 従四位下を授けられる

七八一 五月 中衛中将に任せられる

七八一 延暦元年二月七日 丹波守となる

七八一 タ 六月三〇日 丹波守兼任のまま、衛門督となる

七八四 タ 三年五月 遷都に備え、藤原朝臣小黒麻呂ら

とともに山背国乙訓郡長岡村を視察

七八五 タ 四年八月 従四位上を授けられる

七八六 タ 五年一月 左京大夫となる

七八六 タ 五年九月 大和国班田右長官となる

表を見て考えられることは、最初に登場したのが、七五〇年（天平勝宝二年）でこのときの職位が少掾（正七位上）であるから、国司庁の三等官（守・介・の次に掾）であることから役人としては経験年数も少なく二十代の若者であったと思われる。

それから、十四年が経過した、七六四年（天平宝字八年）に藤原朝臣仲麻呂追討の功により、正六位上から従五位下に昇叙し、七六年（神護景雲元年）に豊後守に

任せられ、豊後の国司として赴任している。最初に登場した時が二十才であつたと仮定すると十七年が過ぎ三七才になっている。

国司の任期は、「大宝令」で六年としていたが、七〇六年（慶雲三年）四年に改め、七五八年（天平宝字二年）令制に復したが、七七七年（宝龜八年）再び四年とし、九州諸国のみ五年とした、と記録があり、この任期は最長の任期を決めているようで短いものも多い。

また、国司の職階、人員配置表を見ると、久良麻呂が豊後の守に任せられたとき、従五位下であつたことから、豊後国は大国に次ぐ上国で、国司庁の役人数は

豊後守 一人 従五位下

豊後介 一人 従六位上

豊後掾 一人 従七位上

豊後目 一人 従八位下

豊後史生 三人

の七人で、雑用人夫等はいたと思われるが規模的には大

きなものではない。

国司の職掌はといふと

国司の長官、守は管内の祠社

戸口（戸数と人口）

簿帳

百姓を字養（いつくしみやしなう）し、農桑を勧め課

せ所部を糺察すること

貢挙（地方のすぐれた人材を中央に推薦する）

孝義

田宅

良賤（一般人と奴・婢）

訴訟

租調

倉廩（人は生活が豊かになると礼儀をわきまえるようになる）

徭役

（人民に課せられた国家に対する義務的労働）

兵士

（武器）

鼓吹

郵駅

伝馬

烽候

公私馬牛

闡遺（道に落ちていて持主のわからないもの）

雜物

および、寺、僧尼の名籍

のことを掌る。

特に陸奥、出羽、越後等の国は、それ以外に饗給、征討、斥候を掌り、壹岐、対馬、日向、薩摩、大隅等の国は、別に、鎮捍、防守および蕃客の帰化を掌る。

また、三関国（伊勢、美濃、越前）は、関割および関契のことを掌る。

もとより、長官として国内を惣判することはいうまでもない。

次官は介であり、長官たる守を補佐し、守が不在のときはその代行を勤める。

判官は掾であり、国内を糺判するほか、文案を審署し、稽査を勾え、非違を察することを掌る。

主典はすなわち目で事を受けて上せしる、文案を勅

署し稽史を検出し公文を読み申すことを掌る。（以上、
国史大辞典）

と職務が決められており、任期中は多忙であつたと伺える。

それに、久良麻呂が初代の国司であれば、自分の思う
ようになつたかもしれないが、豊後国の国司としては第
九代目であり、当時、中央政権の命令を受けて派遣され
ている者としては、規則、因襲は破れなかつたと思われ
る。

豊後国の国司庁は、現在の大分市古国府にあつたと云
われており、このようなことを考え併せると、国司庁か
ら遠く離れた佐伯の地に住んでいたとは考えられないこ
とになる。

其の後も、久良麻呂は順調に階位を上げて出世し、七
八六年（延暦五年）大和国班田右長官となつた記録が最
後で終つている。

最初に登場したときから三六年が経過しており、六十
才近くになっている。この頃に、定年制があつたかどうか
はわからぬが、退任の時期であろう。

久良麻呂の経歴を見ると、追討とか、鎮守権副将軍と

か、中衛中将とか、衛門督とかで菅原道真公のような行
政職的な役人ではなく、武勇をもつて立身出世した長身
大柄な体軀の勇壮な人物であつたと想像したい。

そして気にかかるのは、宮下氏の記事の中にもある、
海部郡に住して威を振い、のちにこの地に佐伯院、佐伯
荘が設けられたというくだりの、威を振いとは、重税を
課したか、産物等を要求して中央政権へめざましく貢納
して出世の道を開いたのではないだろうか。都への献上
品の中には干アワビ等が喜ばれた記録もあることから佐
伯方面にそれを求めたかもしれない。

豊後の他の国司の転出先を調べてみたが、久良麻呂ほ
ど出世した者はいないようである。

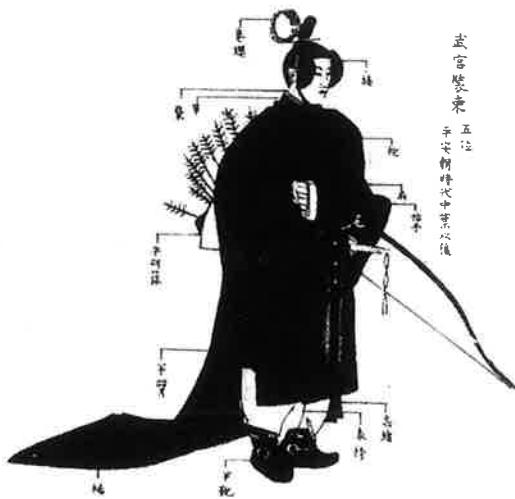
結論的にみて、律令制の確立していた時代、国府を遠
く離れて佐伯の地に住んだとは思われない。

佐伯の地名は、最後の梅牟礼城主、佐伯惟治の系統で
ある先祖の佐伯氏が定住したことからと見る方が妥当で
はないだろうか。

この稿を書くにあたり調査中、国司の中に藤原・安倍
姓が多く見うけられ、南郡の海岸部には藤原・安倍姓が

多く所在していたことを思い出し、もしや、「落胤の末裔ではとなつかしく思いました。

首すくめ 波間春侍つ 浜千鳥



五位武官束帯

